

窓口支援事例 【大阪府 知財総合支援窓口】

企業情報

有限会社 種村建具木工所			
所在地	大阪府大阪市平野区喜連 4 丁目 7 番 10 号		
ホームページ URL	http://tanemoku.com		
設立年	1956 年 設立 1998 年 法人化	業 種	木製建具・家具製造・取付 木製インテリア製造
従業員数	5 人	資本金	300 万円

企業概要

昭和 31 年 3 月 平野区で木製建具・造作家具製造・取付業を種村昭美が創業

平成 10 年 8 月 法人化 有限会社種村建具木工所設立

平成 19 年 12 月 種村義幸が代表取締役に就任

平成 22 年 2 月 新事業「彩り障子」シリーズ販売開始

平成 22 年 9 月 経営革新計画承認企業に認定

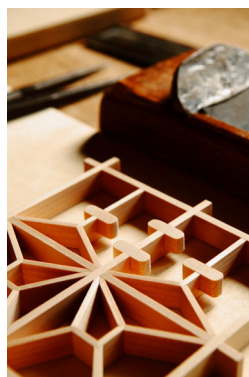
平成 25 年 10 月 東住吉・平野「地域ブランド」に彩り障子認定

平成 26 年 4 月 大阪府より「大阪製ブランド」に彩り障子認証



自社の強み

創業以来、59 年間木製建具・造作家具の製造・取付を行っています。創業以来培った知識と技術が自社の強みだと思っております。また自社内に建具職人と家具職人を有し、顧客の要望にきめ細やかに応え、様々な建具や家具を作りだすことができます。古き良き伝統の木組みの技を現代に合う形で繋ぎたい、残したいとの想いを持ち、日々お仕事をさせて頂いています。その想いの基に近年は自社オリジナルの木製インテリアの開発も行っています。



一押し商品

(画像：右)

伝統の組子細工と京から紙、現代の技術乾電池式 Led が一体になり、美しい光と影を創り出す弊社オリジナル商品の「光箱」です。

古き良き木組みの技術を現代に合う形で残したい・繋ぎたいとの想いをこめた商品です。

(画像：左)

新しい組子建具の提案「リーフ」です。

伝統の組子細工とは異なり、葉っぱをモチーフにした、洋の空間にも合う TANEMOKU オリジナル組子です。デザイナー ナカジマミカのデザインです。



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

2014 年大阪勤業展で出展されていたブースを訪ねたときに、現在展示している商品を意匠出願したいとのご相談を受けました。その時に意匠の新規性喪失例外の適用の説明、部分意匠制度説明、意匠出願書類の記載の方法を説明しました。その結果、権利範囲の広い部分意匠 3 件を取得することができました。

最初の相談概要

今年なって新作商品「リーフ」を展示会で発表することになったので、展示会前に商標出願したいとの相談を受けました。出願をどのようにするか弁理士に相談した結果、完成品の一部に当たるので部分意匠を検討していたが、部分であっても単体で取引されるので、その部分の全体意匠で出願することになりました。

その後の相談概要

今まで販売している商品で特許・実用新案権、意匠権で権利化できない商品については、商品名を商標出願してブランディングにより自社商品を保護していましたが、ハウスマークの『TANEMOKU』についてまだ商標登録されていないとのことであるので、商標出願するようにアドバイスしました。今現在商標登録 3 件、意匠登録 3 件を登録されています。今も商標・意匠各一件の登録申請を出しています。

窓口を活用して変わったところ

新商品をつくったときに、まずこれは何を守るべきかを考えるのに的確なアドバイスを頂いています。自社の商品をブランディングしていくうえでの「知財」の重要性を認識することができるようになりました。自社商品をブランドとして育てていき、付加価値を高めていくことが実践できるようになりました。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

自分自身で知財関係の出願をするのは非常に難しいことだと思いますが、知財総合支援窓口では的確にかつ親切に教えて頂くことが出来ます。ぜひ知財を、手間のかかるもの、自身から遠いものとは思わず相談することで新しい未来が開けてくると思います。

窓口担当者から一言 (氏名：今井 由喜夫)



建具屋さんであるので特許に値する技術的な発明は少ないですが、デザイナーと提携して色々なデザインの自社商品を開発され、その商品について意匠権を取得して商品を保護し、意匠権で保護できない新商品については商品名の商標権を取得してブランディングにより自社商品をうまく保護されています。更に、ハウスマークを商標登録して、自社商品にはハウスマークを使用することで更なるブランド展開をされています。